

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和7年2月21日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

(1) 業務名

岡山県被保護者等就労準備支援事業

(2) 業務内容

業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

岡山県内各地

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 岡山県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(2) 過去に官公庁等から複数の受託実績を有すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に規定する指名除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県子ども・福祉部地域福祉課生活保護班

電話番号 086-226-7344

ファックス 086-226-7332

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

技術提案に参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。ただし、「法人の概要・実績等の資料」については、既存資料等で代用することができる。

(1) 提出書類及び提出部数

①岡山県被保護者等就労準備支援事業公募申請書（様式第1号）・・・1部

②岡山県被保護者等就労準備支援事業技術提案書（任意様式）・・・6部

③岡山県被保護者等就労準備支援事業見積書（任意様式）・・・1部

④法人概要・実績等の資料（任意様式）・・・各1部

次の内容を記入すること。

- ・法人の名称
- ・資本金、売上実績
- ・主たる事務所の所在地
- ・本県からの委託業務を主に担当する事務所の名称・所在地
- ・人員規模
- ・就労支援事業の取組実績

(2) 提出期限

令和7年3月10日（月）17時までに持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）により提出すること。

(3) 提出場所

上記3の場所とする。

(4) 提案書作成等に関する質問

提案書の作成等に関する質問については、仕様書に対する質問・回答書（様式第2号）により、FAXで上記3の宛先に令和7年3月4日（火）17時までに送信すること。また、FAX送信後、電話によりその着信を確認すること。

なお、質問に対する回答は、令和7年3月7日（金）17時までに質問者に対しFAXで回答を送付するとともに、岡山県子ども・福祉部地域福祉課ホームページ
<https://www.pref.okayama.jp/site/321/900709>に掲載する。

(5) 留意事項

① 上記①②「岡山県被保護者等就労準備支援事業技術提案書」については、別に示す業務委託仕様書に基づき、事業の趣旨を理解した上で提案内容を明確かつ

簡潔にまとめること。

- ② 上記（1）③「岡山県被保護者等就労準備支援事業見積書」（以下、見積書といふ。）については、旅費、諸経費も全て含めて算出すること。

なお、提出に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を参考に契約金額を検討するので、当該見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

- ③ 提案内容については、4,970千円以内（消費税及び地方消費税の額を含まない）の経費を想定して検討すること。

- ④ 提出された資料に関する質問等を行う場合がある。

- ⑤ 公募申請書、業務委託仕様書等は、上記3の場所で配布する。

なお、岡山県子ども・福祉部地域福祉課ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/site/321/900709> からダウンロードできる。

6 資格要件の審査

（1）審査結果の通知

公募申請書を提出した者について、審査の結果、資格要件において不適合と認められる者に対しては、令和7年3月14日（金）までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

（2）技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年3月18日（火）までに、上記3の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

7 委託先の選定等

（1）委託先の選定

提案者から提出された技術提案書をもとに別途設置する審査委員会で総合的に審査の上、決定する。

（2）審査結果の通知方法

審査結果は提案者全員に郵送により通知する。

8 契約の締結

（1）契約の締結

契約書作成の要否「要」

委託候補者の選定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と県と協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

（2）契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

(3) その他

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

9 選定対象からの除外

提案者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外し、若しくは委託候補者の選定を取り消す場合がある。

- (1) 選定委員会の委員又は選定手続き業務に従事する職員若しくは関係者に対し、不正に接触する行為その他公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
- (2) 本件技術提案について不正な利益を得るために連合した場合
- (3) 提案書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) その他選定の手続きにおいて不正な行為があったと県が認めた場合
- (5) 提案者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、提案者が委託事業者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合

10 その他

- (1) 提出された書類等の追加及び修正は認めない。ただし、県から補足説明資料を求められた場合については、この限りではない。
- (2) 提案書の作成に要する全ての経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提案書は、技術提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 審査の公正を図るため、参加者に対して、提出書類若しくは添付書類の記載事項又は応募資格を有することを証明する資料等の提出を求めることができる。
- (5) 提出された提案書等は、返却しない。
- (6) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 本事業は、令和7年度岡山県一般会計予算案が岡山県議会において議決されることを条件に実施するものである。